

令和5年度
広聴広報年報

令和6年9月

鹿児島県薩摩川内市

は し が き（発行の目的）

薩摩川内市では、広く市民から意見や提言をいただく「市民の声制度」や市民と市長の対話の場である「令和コミュニティトーク」の開催、市ホームページ上でのアンケート「eまちアンケート」の実施やパブリックコメント制度の活用など、市民と市との間で情報や問題意識を共有し、市政運営に生かす広聴業務を実施しています。

また、薩摩川内市自治基本条例第11条には、「市議会及び市は、その保有する情報を市民に分かりやすく提供し、市民との情報共有に努めなければならない。」と定められており、市政その他本市に関する広報活動を行うことにより、市民と市が、互いの情報とまちづくりの方向性を共有し、それぞれの役割に応じてより良い薩摩川内市を構築するための活動を活発化するため、さらには本市の施策及び事業の質、市民の市政参加、市民のシビックプライド、都市イメージなどを向上することを目的として、市民に伝わる広報、届く広報、広がる広報を基本に広報活動を実施しています。

このたび、市民等から寄せられる市政に対する声について、部局別の件数や声の内容、その後の対応などを振り返り、意見の傾向を把握する目的で本市の広聴広報業務についてまとめた「令和5年度広聴広報年報」をここに作成しました。また、市政広報の重要性を認識し、本年度より、どのような媒体を用いて広報し、広聴結果の公表をはじめとした市の事業をわかりやすく伝えるためにどのような取組みを行ったか広報業務の振り返りも合わせて掲載しています。

今後とも市民が意見提言を市に伝える機会を確保するなど、市政に参画しやすい環境づくりに取り組むとともに、市民に伝わる広報活動を実践してまいります。

令和6年9月

薩摩川内市長 田中 良二

目次

第 1 章 広聴業務	3
1 概要	3
(1) 広聴の体系	3
(2) 広聴事業一覧	4
2 個別広聴	5
(1) 「市民の声」受付件数	5
(2) 市民の声の対応状況と回答	8
(3) 市民の声の市政への反映	9
3 集団広聴	12
(1) 令和コミュニティトーク～市民と市長の対話の場～	12
(2) 施策分野ごとの関係団体等と市長との対話の場	13
(3) 市長 D トーク（出前トーク）	14
(4) 薩摩川内市みらいアドバイザー発表会	14
(5) 第 3 次薩摩川内市総合計画広聴会（V トーク（ビジョントーク）） ..	15
(6) 第 4 次薩摩川内市農林水産振興基本計画策定に伴う農林漁業者等と の意見交換会と素案説明会	15
(7) 薩摩川内市東部区域観光振興ビジョン策定委員会	16
4 調査広聴	17
(1) e まちアンケート	17
(2) その他市政に関するアンケート	18
(3) パブリックコメント	22
第 2 章 広報業務	25
1 概要	25

(1) 市が目指す広報の在り方.....	25
(2) 市が行っている主な広報活動.....	25
2 市が運営する広報媒体の実績	26
(1) ホームページ.....	26
(2) ソーシャルメディア.....	27
3 広報リーダーの配置	29
4 広報員の設置	29
参考資料	30
○薩摩川内市パブリックコメント手続実施要綱	30
○「市長への手紙」様式.....	32
○プレスリリース様式.....	33
○薩摩川内市広報員設置要綱.....	34

第1章 広聴業務

1 概要

薩摩川内市では、市民が求めるサービスを適正に提供するため、広く市民の意見を聴取し市民ニーズを的確に把握する、広聴業務を実施しています。

令和4年度から、本市に寄せられる「市民の声」について、その趣旨を的確に把握し迅速な回答を行い、本市の施策や業務改善に生かすことで、市民満足度の向上及び市政に対する信頼と共感の醸成に役立てることを目的に、統一した要領を定め、「市民の声制度」として取り扱いを開始しました。

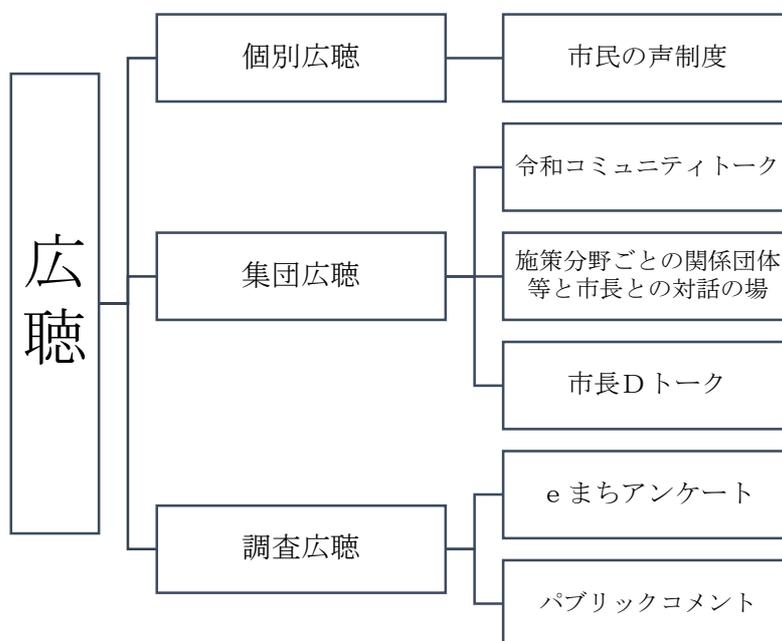
(1) 広聴の体系

本市の広聴業務は、個別広聴、集団広聴、調査広聴に分類されます。

個別広聴とは、市民から個別に意見などを聴取するもので、本市では、「市民の声制度」があります。

集団広聴とは、市民を集めて意見などを聴取するもので、本市では、「令和コミュニティトーク」、「施策分野ごとの関係団体等と市長との対話の場」、「市長Dトーク（出前トーク）」などがあります。

このほか本市では、調査広聴として、「eまちアンケート」などの市政に関するアンケートや「パブリックコメント」を実施しています。



(2) 広聴事業一覧

	事業名	内 容
個別 広聴	市民の声制度	市民より寄せられたご意見について、いただいたご意見やご質問については、速やかに関係課へ共有し、その対応状況を市ホームページ上で公表しています。
集団 広聴	令和コミュニティトーク～市民と市長の対話の場～	市長が地域に出向き、市民と一堂に会し対話を重ねる場として、地区コミュニティ協議会との共催で開催しています。
	施策分野ごとの関係団体等と市長との対話の場	市民と市との間での情報共有や市政運営に関して同じ問題意識を持つため、施策分野ごとに関係団体などとの対話の場を設置しています。
	市長 D トーク（出前トーク）	市長が主催者からの依頼により会合に出席し、参加者との対話を重ねる場を設置しています。
	その他	市民からの意見を求めるため、担当課において広聴会などを開催しています。
調査 広聴	e まちアンケート	市民から幅広いご意見、ご要望などを聴き、本市の施策や業務の改善及び市政推進に役立てることを目的に、インターネットを利用してアンケートを実施しています。
	その他市政に関するアンケート	今後の市政の諸施策を進める上で参考とするため、市の施策や事業に関するアンケート調査を実施しています。
	パブリックコメント	主要な計画や指針を立案する過程において、広く市民に意見を募集し、寄せられた意見を参考に計画などの決定を行い、併せて市の考え方も公表する制度です。行政運営上の公正の確保と透明性の向上を図り、開かれた市政を推進することを目的に実施しています。

2 個別広聴

市では広く市民からいただいた意見や提言を市政へ反映する市民の声制度を整備しています。

意見の提出方法については、市ホームページ上のご意見・お問い合わせメールフォームの利用や、市役所各庁舎に設置しているご意見箱に「市長への手紙（※専用用紙を巻末の参考資料に掲載）」を投函いただくほか、電子メール、手紙、ファックスなどにより提出できます。

(1) 「市民の声」受付件数

令和5年度にホームページや会議、電子メールなどから寄せられた「市民の声」は次のとおりです。昨年度より187件増加しました。

受付件数（年度別）

内 容	令和5年度		令和4年度
	年 度	前年度比	
受付件数	820	187	633

受付件数（受付方法別）

受付方法	令和5年度		令和4年度
	年 度	前年度比	
ホームページ	497	132	365
会議	114	3	111
電子メール	67	12	55
市長への手紙 ^{※1}	30	△3	32
窓口	55	25	30
郵送	27	3	24
その他 ^{※2}	30	14	16

受付件数（受付方法と種類別）

受付方法 種類	ホーム ページ	会議	電子 メール	市長へ の手紙	窓口	郵送	その他	計
提案	45	27	10	6	1	3	3	95
意見	120	80	36	24	12	17	12	301
要望	4	1	4	0	40	6	15	70
問い合わせ	325	5	11	0	2	1	0	344
道路・河川 ※3	3	1	6	0	0	0	0	10
計	497	114	67	30	55	27	30	820

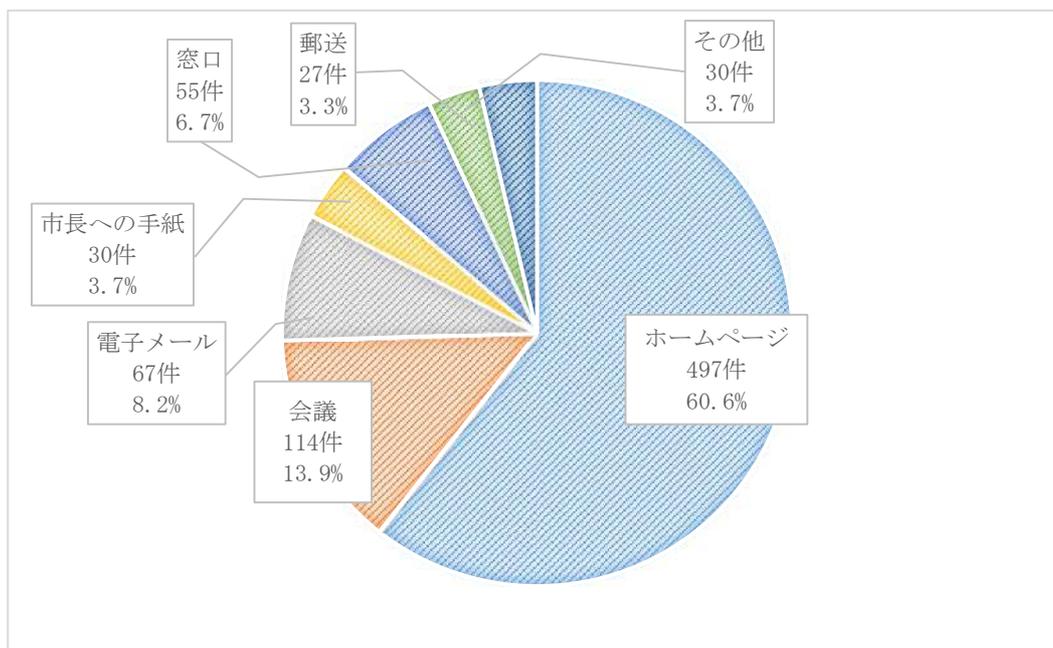
※1 「市長への手紙」は、各庁舎に設置されているご意見箱による受付

※2 「その他」は、口頭・電話・ファックスによる受付

※3 本市管理の道路・河川の補修要望、意見に関するもの（令和5年度：1,745件）は除く。

受付方法別の割合

ホームページからの受付が497件と全体の6割を占めており、続いて会議114件、電子メール67件となっています。



部局等別件数

部局名	令和5年度		令和4年度	主な内容
		前年度比		
未来政策部	102	56	46	移住・定住、広報紙、自治会加入、ゴールド集落支援、コミュニティ活動拠点施設 ※昨年度と比較して、地区コミュニティ協議会や自治会活動に関する要望などが多く寄せられました。
行政管理部	38	△23	61	公共施設などの維持管理、キャッシュレス決済、ライブカメラ、職員採用試験
市民安全部	170	62	108	地域防災、戸籍請求、ごみ処理、地域美化活動、マイナンバーカード、住民異動届 ※昨年度と比較してマイナンバーカードや各種証明書の発行などに関する問い合わせが多く寄せられました。
保健福祉部	119	37	82	コロナワクチン、介護保険事業、保育サービス、子育て支援、物価高騰関連
農林水産部	33	△4	37	有害鳥獣被害、生産基盤施設の維持・整備、農業振興、魚礁漁場整備
経済シティセールス部	152	55	97	ふるさと納税、バス交通、バレーボール代表合宿、マラソン大会、シティセールス、文化活動の推進 ※昨年度と比較して、ふるさと納税やスポーツ合宿、各種イベントに関するお問い合わせが多く寄せられました。
建設部	114	13	101	道路維持、市道整備、住宅施策、公園などの維持管理、河川改修
消防局	3	△4	7	消防・救急体制
教育委員会	69	17	52	文化財、施設改修、図書館利用、交通安全、防犯対策、成人式、ウミネコ留学

選挙管理委員会	0	△ 2	2	
農業委員会	2	0	2	農地
水道局	13	3	10	水道料金
議会事務局	2	1	1	
その他*	3	△ 24	27	交通安全・防犯対策の推進、多様なニーズに応じた子育て
計	820	187	633	

※「その他」は、特定の所管ではなく幅広い所管に共通する声などです。

(2) 市民の声の対応状況と回答

いただいたご意見やご質問については、速やかに関係課へ共有しています。また、その対応状況については、個人が類推、特定される情報などを除き、市ホームページ上で公表しています。

部局等別公表件数

	受付月												計	割合
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
未来政策部	4	2	2	2	1	2	4	3	-	1	3	1	25	7.6%
行政管理部	-	2	1	-	1	-	2	1	-	3	1	2	13	3.9%
市民安全部	2	-	1	4	5	7	5	9	6	11	6	10	66	19.9%
保健福祉部	4	2	3	4	8	3	2	6	5	5	8	7	57	17.2%
農林水産部	4	-	1	-	1	-	1	2	1	8	-	-	18	5.4%
経済シティセールス部	3	4	2	3	2	6	6	9	2	10	8	4	59	17.8%
建設部	1	4	4	5	2	9	5	1	4	16	4	3	58	17.5%
消防局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0.3%
教育委員会	2	1	4	-	1	-	4	8	2	1	2	4	29	8.8%
選挙管理委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
農業委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
水道局	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	3	0.9%
議会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	0.3%
甌島振興局	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	0.3%
その他*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
合計	21	15	18	18	21	28	29	41	21	55	32	32	331	100.0%
期間計	54			67			91			119			331	

※部局別に公表を行った件数を計上していますので、市ホームページで公表している意見数とは数値が異なります。

※「その他」は、特定の所管ではなく幅広い所管に共通する声などです。

※公表内容は、市ホームページ「市民の声」の各ページをご覧ください。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1042/2/11-2/1/index.html>



(3) 市民の声の市政への反映

寄せられた「市民の声」が、どの程度市政に反映されたかを把握するため、次の基準に基づき令和6年6月1日を基準日として調査しました。

反映分類基準

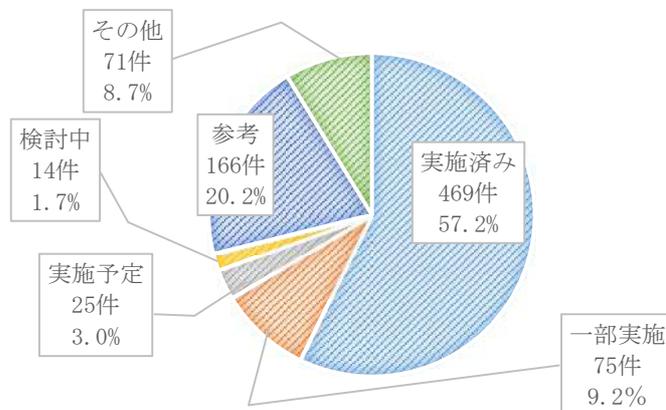
分類	説 明
実施済み	・ 事業としてすでに実施（完了）しているもの ・ 個別な対応を要するもので、すでに対応済のもの
一部実施	・ 事業として一部実施しているもの ・ 個別な対応を要するもので、対応中のもの
実施予定	・ 1年以内に実施（着手）する予定であるもの
検討中 [※]	・ 3年以内（令和6年度～8年度）の計画中に組み入れるか否か（または、実施に向けた）調査・検討を要していくもの
参考 [※]	・ 現時点では、実施・検討が不確定であるため、市政に関する一つの意見として参考にするもの ・ 検討中の中で、3年以内に調査・検討に着手できないもの
その他	・ 市政に関係ないもの（国県が所管する事業など）

※「検討中」や「参考」となる理由：予算的なもの、政策的なもの（方向性が合わないものまたは、未決定のもの）、法令・制度的なもの、その他

ア 「市民の声」反映状況

令和5年度に寄せられた市民の声（820件）のうち、「実施済み」、「一部実施」の案件を合わせると、544件（66.4%）となり、寄せられた市民の声の半数以上が、市政に反映されています。

反映度	件数	割合
実施済み	469	57.2%
一部実施	75	9.2%
実施予定	25	3.0%
検討中	14	1.7%
参考	166	20.2%
その他	71	8.7%
計	820	100.0%

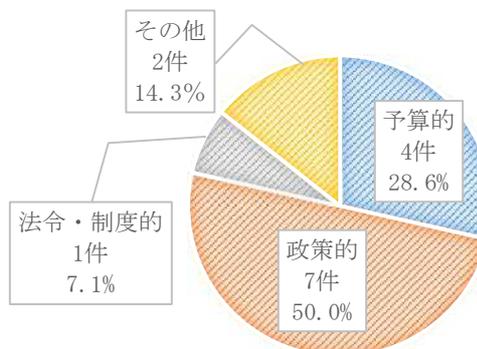


イ 「検討中」及び「参考」の理由

令和5年度に寄せられた市民の声820件の市政への反映状況について、「検討中」、「参考」と分類した理由を調査したところ、事業や施策の方向性が未決定などの「政策的なもの」が最も多くなっています。

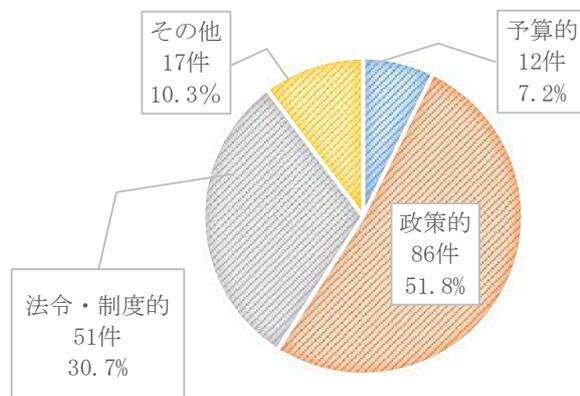
「検討中」の理由

理由	件数	割合
予算的なもの	4	28.6%
政策的なもの	7	50.0%
法令・制度的なもの	1	7.1%
その他	2	14.3%
計	14	100.0%



「参考」の理由

理由	件数	割合
予算的なもの	12	7.2%
政策的なもの	86	51.8%
法令・制度的なもの	51	30.7%
その他	17	10.3%
計	166	100.0%



ウ 主な反映事例

ご意見①	神社の倒木処理について
内容	<p>一年位前に神社の屋根に大木が倒れて瓦が破損し、雨の日は床板が濡れている状態です。神社が建っている土地は市の所有との事ですので、ぜひ調査をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>(※内容は令和5年4月に寄せられたご意見です。)</p>
反映状況	<p>現地確認をしましたところ、市有林内にある日枝神社に倒木があることを確認し、倒木除去と屋根の修理を行いました。</p>

ご意見②	テレビ共聴施設が安定して運営できるための費用に係る助成制度の創設について
内容	<p>地域格差のないテレビ視聴環境整備のため、テレビ共聴施設が安定して運営できるための費用に係る助成制度の創設を要望いたします。</p> <p>(※内容は令和5年6月に寄せられたご意見です。)</p>
反映状況	<p>令和6年度に山間部等において地形や建物等が原因で発生するテレビ放送の難視聴地域及び地上デジタル放送への移行に伴う新たな難視聴を解消するために地域住民が自主的に整備した共聴組合が所有する共同受信施設の維持管理に要する経費の一部を補助する「薩摩川内市テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金」を創設しました。</p>

ご意見③	防犯灯電気料金の補助について
内容	<p>コミュニティ協議会、自治会が設置している防犯灯の電気代が負担になっているため市に補助していただきたい。</p> <p>(※内容は令和5年10月に寄せられたご意見です。)</p>
反映状況	<p>令和6年度から、自治会及び地区コミュニティ協議会からの申請を元に、管理する防犯灯の基数に応じた額を「防犯灯電気料支援分」として、ほぼ全額に近い金額を、運営交付金に加算することで対応しました。</p>

ご意見④	市内各学校体育施設の電気料の納入方法について
内容	<p>電気料金の徴収方法について、施設によって前納の場所と後納の場所がありますが徴収形式を統一できませんか。</p> <p>(※内容は令和5年11月に寄せられたご意見です。)</p>
反映状況	<p>令和6年度から学校体育施設の電気料金については、すべて後納方式に統一しました。</p>

3 集団広聴

(1) 令和コミュニティトーク～市民と市長の対話の場～

令和5年度は、これまで開催してきた中学校区を基本とする10区域での開催を、第3次薩摩川内市総合計画でゾーニングしようとする6エリアに見直しをして6会場（全7回）で開催し、465人の参加があり90件の意見が出されました。

主な意見としては、防犯灯の電気料金補助の充実など自治組織制度の見直しに関する質問であり、令和6年度から自治会や地区コミュニティ協議会に対する交付金・補助金制度の大幅な見直しや、当該組織が所有する防犯灯の電気料金相当額を市が負担するなど自治組織運営の拡充を図りました。

令和5年度実績

開催日	開催場所	地区コミュニティ協議会	参加者数	意見数
令和5年10月21日	中央公民館	亀山・可愛・育英	43人	5件
令和5年10月26日	入来文化ホール	藤本・野下・市比野・樋脇・倉野・斧淵・南瀬・山田・鳥丸・藤川	62人	15件
		副田・清色・朝陽・大馬越・八重・黒木・上手・大村・轟・藺牟田	115人	15件
令和5年10月27日	サンアリーナせんだい	水引・滄浪・寄田・八幡・高来・城上・陽成・吉川・湯田・西方	79人	16件
令和5年10月30日	国際交流センター	川内・平佐西・平佐東・峰山	51人	22件
令和5年10月31日	鹿島公民館	里・上甌・手打・子岳・西山・内川内・長浜・青瀬・鹿島	56人	11件
令和5年11月4日	セントピア	隈之城・永利	59人	6件
計	6会場（全7回）		465人	90件

※開催内容などの詳細は、市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1042/2/11-2/2/11891.html>



(2) 施策分野ごとの関係団体等と市長との対話の場

① 令和プロテクト・トーク

災害などから市民の生活を「守り」、被害を「防ぎ」、また、生命財産を「保護する」とともに、地域防災の要である消防団組織の実情を把握し、団組織を「守る」ことを目的に設置しました。

消防防災を担う4機関（薩摩川内市・市消防局・市消防団・市消防後援会連合会）が連携し、地域の高齢化や、若者がいない現状等があることから、地域の実状に合った定数の見直しや分団の統廃合など、消防団組織の再編等について検討しています。

設置年月日	令和4年6月14日
構成メンバー	薩摩川内市消防団、薩摩川内市消防後援会連合会、市市民安全部、市消防局

令和5年度実績

開催日	内容
令和5年7月24日	・令和4年度の活動実績と令和5年度の予定について
令和6年1月30日	・組織再編に向けた各分団部の聴き取り調査について ・聴き取り調査結果を受けての消防団組織再編計画等について

② 令和エコノミートーク

市内経済団体が市内経済について問題を共有し、意見を交換することを目的に設置しました。

本市と市内経済団体が協力して「稼ぐ力」の強化とふるさと納税の推進で地域経済を活性化し、市内経済の回復と発展を目指すことを目的として「薩摩川内E8（イーエイト）がんばる宣言」を行いました。

設置年月日	令和5年6月8日
構成メンバー	川内商工会議所、薩摩川内市商工会、北さつま農業協同組合、株式会社薩摩川内市観光物産協会、事業協同組合薩摩川内市企業連携協議会、川内市漁業協同組合、甌島漁業協同組合、市

令和5年度実績

開催日	内容
令和5年6月8日	・「稼ぐ力」の向上とアフターコロナに向けた産業振興、ふるさと納税のこれまでの状況と今後について ・薩摩川内E8がんばる宣言

(3) 市長Dトーク（出前トーク）

市長が主催者からの依頼により会合に出席し、参加者との意見交換や対話を行いました。令和5年度は、5団体と対話を行いました。

令和5年度実績

開催日	主催団体	内容
令和5年4月3日	川内商工会議所 (参加者数：80人)	令和5年度の施策展開について
令和5年6月5日	Woman創ing (参加者数：7人)	市政やまちづくりについて
令和5年7月10日	薩摩川内保育連合会 (参加者数：7人)	少子化問題やこれからの子育て支援のあり方について
令和5年12月20日	川薩地区老人福祉施設協議会 (参加者：22人)	介護施設の現状、職員確保の支援、介護報酬改定への対応など
令和6年3月8日	川内青年会議所 (参加者：48人)	本市の現状と未来について

※集団広聴の各事業については、市ホームページの各ページをご覧ください。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/kocho/4/kouchou/index.html>



(4) 薩摩川内市みらいアドバイザー発表会

【担当課：未来政策部企画政策課】

持続可能で魅力的なまちづくりの推進に当たり、高校生の視点から本市が抱える課題・問題の探求に取り組むため、令和2年度から「薩摩川内市みらいアドバイザー」を設置しています。

その探究成果をまとめた政策提言・活動発表が10件ありました。

開催日	令和5年8月21日	令和6年3月13日
参加団体	県立川内高等学校	県立川内高等学校
開催場所	市役所市長応接室	同校体育館
参加者数	3年生 1人	1年生全員
意見数	1件	9件

※詳しくは、市ホームページ「薩摩川内市みらいアドバイザー」の各ページをご覧ください。

https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/seisaku_kaikaku/11/2/index.html



(5) 第3次薩摩川内市総合計画広聴会（Vトーク（ビジョントーク））

【担当課：未来政策部企画政策課】

本市のまちづくりの指針である「第3次薩摩川内市総合計画」について、広く市民の意見を聴くことにより、市民参画による計画づくりを推進することを目的に開催しました。

開催日	開催場所	対象エリア	参加者数	意見数
令和5年7月25日	入来文化ホール	東部エリア	40人	5件
令和5年7月28日	上甕老人福祉センター	甕島エリア	昼の部： 11人	5件
			夜の部： 5人	7件
令和5年7月31日	セントピア	川内南エリア	10人	13件
令和5年8月5日	サンアリーナせんだい	西部エリア 全エリア	18人	5件
令和5年8月7日	中央公民館	川内北エリア	9人	9件
令和5年8月17日	SSプラザせんだい	川内中央エリア	26人	9件
計	6会場（全7回）		119人	53件

※詳しくは、市ホームページ「薩摩川内市総合計画広聴会」のページをご覧ください。

https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/seisaku_kaikaku/2/6/11210.html



(6) 第4次薩摩川内市農林水産振興基本計画策定に伴う農林漁業者等との意見交換会と素案説明会

【担当課：農林水産部農業政策課】

本市の特性を活かした農林漁業の方向性と計画的な施策が構築できるよう意見交換会と、アンケート調査および意見交換会を踏まえた素案について、農林漁業者代表者等から意見をいただく説明会を開催しました。

なお、いただいたご意見は令和6年3月策定の第4次薩摩川内市農林水産振興基本計画に反映しました。

・参加者：市内の農林漁業者の代表者

意見交換会実績

開催日	開催場所	参加者数	意見数
令和5年8月3日	鹿島公民館	12人	14件
令和5年8月24日	入来支所	9人	24件
	東郷公民館	7人	24件

素案説明会

開催日	開催場所	参加者数	意見数
令和6年1月15日	入来支所	7人	12件
	東郷公民館	5人	9件
令和6年1月17日	鹿島公民館	12人	9件

※策定した第4次薩摩川内市農林水産振興基本計画は市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1041/2/1/3396.html>



(7) 薩摩川内市東部区域観光振興ビジョン策定委員会

【担当課：経済シティセールス部観光物産課】

本市東部区域の観光振興ビジョン策定のため、区域内の地区コミュニティ会長や経済団体等の代表者を委員とした委員会を開催しました。

なお、いただいたご意見については、令和6年3月策定の市東部区域観光振興ビジョンに反映しました。

- ・参加者：東部区域内の地区コミュニティ協議会、商工会、観光・文化・地域振興団体の代表者、イベント事業者、市関係課

開催日	開催場所	参加者数	意見数
令和5年10月18日	樋脇保健センター	各20人	3件
令和5年12月21日			5件
令和6年2月13日			3件

※策定した薩摩川内市東部区域観光振興ビジョンは市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1007/2/6/13183.html>



4 調査広聴

(1) eまちアンケート

市民から幅広いご意見、ご要望などを聴き、本市の施策や業務の改善に生かすとともに市政推進に役立てるため、秘書広報課においてインターネットを利用したアンケートを実施しました。令和5年度は、5回のアンケートを実施し、延べ876人の方に回答していただきました。

令和5年度実績

第 1 回	アンケート名	薩摩川内市の移住定住策に関するアンケート
	実施期間	令和5年5月10日～6月11日
	回答者数	164人
	担当課	未来政策部企画政策課
	調査結果の反映	移住・定住制度の見直しのための資料としました。

第 2 回	アンケート名	夜間・休日当番医の体制についてのアンケート
	実施期間	令和5年7月3日～8月3日
	回答者数	231人
	担当課	保健福祉部市民健康課
	調査結果の反映	今後の夜間・休日当番医体制を運用していくための参考としました。

第 3 回	アンケート名	藺牟田池の環境保全及び利活用に関するアンケート
	実施期間	令和5年9月1日～10月1日
	回答者数	142人
	担当課	市民安全部環境課
	調査結果の反映	藺牟田池環境保全基本計画策定のための資料としました。

第 4 回	アンケート名	樋脇地域、入来地域、東郷地域、祁答院地域の観光に関するアンケート
	実施期間	令和5年11月1日～11月30日
	回答者数	123人
	担当課	経済シティセールス部観光物産課
	調査結果の反映	東部区域観光振興ビジョン策定のための資料としました。

第5回	アンケート名	薩摩川内市の広報に関するアンケート
	実施期間	令和6年1月9日～令和6年2月12日
	回答者数	216人
	担当課	未来政策部秘書広報課
	調査結果の反映	防災に関する特集をしてほしいとのご意見があり、広報薩摩川内令和6年6月通常版で特集しました。

※調査結果などの詳細は、市ホームページに掲載しています。

https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/kocho/6/3/1_1/index.html



(2) その他市政に関するアンケート

市の施策や事業に関するアンケート調査を実施しました。

今後の市政の諸施策を進める上で参考とし、市政運営に活かしてまいります。

① 第2次薩摩川内市総合計画に係るアンケート調査		
調査の概要	調査期間	令和5年6月19日～7月18日
	調査の目的、内容	第2次薩摩川内市総合計画で示した成果指標について、現状における市民の満足度を伺い、その満足度が、目標値に対し、どのように推移しているか把握するために実施しました。
	調査対象	18歳以上の市民（無作為抽出により3,000人を抽出）
	調査方法	書面調査
	有効回収数	836人（回収率27.9%）
	担当課	未来政策部企画政策課
調査結果の反映		第2次総合計画の進捗管理等のための資料としました。

② 第3次薩摩川内市総合計画に係るアンケート調査		
調査の概要	調査期間	令和5年10月12日～11月10日
	調査の目的、内容	策定作業を進めている第3次薩摩川内市総合計画における各政策・施策の重要度や、同計画で示そうとする満足度等の成果指標の数値を把握し、計画策定に活用するために実施しました。
	調査対象	18歳以上の市民（無作為抽出により3,000人を抽出）
	調査方法	書面調査
	有効回収数	875人（回収率29.2%）
	担当課	未来政策部企画政策課
調査結果の反映		第3次総合計画策定のための資料として活用します。

③ 奨学金返還支援補助金に係るアンケート調査		
調査の概要	調査期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日
	調査の目的、内容	本市の奨学金返還支援補助事業について、今後、産業人材を確保するために制度拡充の検討を行うために実施しました。
	調査対象	令和5年度市奨学金返還支援補助金交付対象者106人
	調査方法	書面調査
	有効回収数	91人（回収率85.8%）
	担当課	未来政策部産業人材確保・移住定住戦略室
調査結果の反映		奨学金返還支援補助金を拡充するための資料としました。

④ シェイクアウト訓練アンケート		
調査の概要	調査期間	令和6年3月11日～3月22日
	調査の目的、内容	シェイクアウト訓練参加者の防災に関する気づきや、訓練に対する意見を収集し、今後の訓練計画の参考資料とするために実施しました。
	調査対象	シェイクアウト訓練参加40団体
	調査方法	書面調査またはインターネット調査
	有効回収数	26団体（回収率65.0%）
	担当課	市民安全部防災安全課
調査結果の反映		次回訓練の資料とします。

⑤ 自治会管理ごみステーション等についてのアンケート		
調査の概要	調査期間	令和5年6月21日～7月21日
	調査の目的、内容	ごみ処理の問題について、自治会などから様々なご意見をいただいております、各自治会の実態を把握し、今後の施策に反映するために実施しました。
	調査対象	自治会長551人
	調査方法	書面調査
	有効回収数	357人（回収率64.8%）
	担当課	市民安全部環境課
調査結果の反映		令和6年度当初予算に、ごみ減量再資源化補助金（リサイクル推進員活動費、一般廃棄物集積場整備事業）、資源物臨時ステーション増設費を計上しました。

⑥ 薩摩川内市の環境に関する中学生アンケート		
調査の概要	調査期間	令和6年2月14日～3月8日
	調査の目的、内容	環境に関する意見や要望を、薩摩川内市環境基本計画（第3期）に反映するために実施しました。
	調査対象	市内の中学2年生 801人
	調査方法	書面調査
	有効回収数	751人（回収率93.8%）
	担当課	市民安全部環境課
調査結果の反映		薩摩川内市環境基本計画（第3期）の資料とします。

⑦ 薩摩川内市の環境に関する市民アンケート		
調査の概要	調査期間	令和6年3月25日～4月30日
	調査の目的、内容	環境に関する意見や要望を、薩摩川内市環境基本計画（第3期）に反映するために実施しました。
	調査対象	市民の中から無作為抽出により2,000人を抽出
	調査方法	インターネット調査
	有効回収数	382人（回収率19.1%）
	担当課	市民安全部環境課
調査結果の反映		薩摩川内市環境基本計画（第3期）の資料とします。

⑧ 薩摩川内市の環境に関する事業者アンケート		
調査の概要	調査期間	令和6年3月25日～4月30日
	調査の目的、内容	環境に関する意見や要望を、薩摩川内市環境基本計画（第3期）に反映するために実施しました。
	調査対象	市内事業所（無作為抽出により200事業所を抽出）
	調査方法	インターネット調査
	有効回収数	54事業所（回収率27.0%）
	担当課	市民安全部環境課
調査結果の反映		薩摩川内市環境基本計画（第3期）の資料とします。

⑨ 心の健康に関する実態調査		
調査の概要	調査期間	令和5年9月1日～9月30日
	調査の目的、内容	市民のこころの健康についての意識と実態の把握や、こころの健康に影響を与える諸要因に対する課題の抽出を目的とした調査を行い、その結果を本市における保健福祉行政及び自の基礎資料として活用するために実施しました。
	調査対象	13歳から89歳までの市民（無作為抽出により3,000人を抽出）
	調査方法	書面調査
	有効回収数	918人（回収率30.6%）
	担当課	保健福祉部社会福祉課
調査結果の反映	第2期薩摩川内市自殺対策計画策定のための資料としました。	

⑩ 薩摩川内市障害者計画等策定に係るアンケート調査		
調査の概要	調査期間	令和5年7月10日～8月15日
	調査の目的、内容	障害者（児）の実態・意識等を調査・分析し、障害者計画に反映させるための基礎資料とするために実施しました。
	調査対象	障害者手帳所持者（無作為抽出により1,500人を抽出）
	調査方法	書面調査またはインターネット調査
	有効回収数	621人（回収率41.4%）
	担当課	保健福祉部障害福祉課
調査結果の反映	薩摩川内市障害者計画（第4期）策定のための資料としました。	

⑪ 保育士・幼稚園教諭の現状把握のための実態調査		
調査の概要	調査期間	令和5年8月23日～8月31日
	調査の目的、内容	保育士・幼稚園教諭等の現状を把握し、保育士等確保対策の参考とするために実施しました。
	調査対象	市内の保育士など830人
	調査方法	インターネット調査
	有効回収数	267人（回収率32.2%）
	担当課	保健福祉部子育て支援課
調査結果の反映	今後の保育士等確保対策に関する施策反映の資料とします。	

⑫ 第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査		
調査の概要	調査期間	令和6年3月7日～3月20日
	調査の目的、内容	子育てに関する現状や意見、課題等を把握し子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた基礎資料とするために実施しました。
	調査対象	就業前児童の保護者、小学生の保護者（無作為抽出により2,000人を抽出）
	調査方法	インターネット調査
	有効回収数	585人（回収率29.3%）
	担当課	保健福祉部子育て支援課
調査結果の反映		第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画策定のための資料とします。

(3) パブリックコメント

主要な計画や指針を立案する過程において、広く市民に意見を募集し、寄せられた意見を参考に計画などの決定を行い、併せて市の考え方も公表する制度です。

令和5年度は、9件のパブリックコメントを実施し、延べ18件の意見が寄せられました。

なお、公表資料について、設置場所の変更や希望される方への個別郵送など、公表方法を以下のとおりとしました。

- ・各地区コミュニティセンター設置分を各地域公民館7カ所に集約しました。
- ・新たな閲覧場所として、市内大学等3カ所（鹿児島純心大学、川内職業能力開発短期大学校、川内看護専門学校）に設置しました。
- ・希望される方へ、主管課より個別郵送を実施しました。

① 実施件数

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施件数	8件	9件	4件	5件	9件

② 令和5年度実績

No.	計画などの名称	募集実施期間	担当課	意見提出数
1	第3次薩摩川内市総合計画の基本構想(原案)・前期基本計画(原案)	令和5年8月1日 ～8月31日	未来政策部 企画政策課	14件
2	薩摩川内市立地適正化計	令和5年11月15日	建設部	3件

	画（防災指針）（案）	～12月15日	都市整備課	
3	薩摩川内市障害者計画（第4期）（素案）及び第7期薩摩川内市障害福祉計画・第3期薩摩川内市障害児福祉計画（素案）	令和5年12月1日 ～12月31日	保健福祉部 障害福祉課	0件
4	第4次薩摩川内市農林水産振興基本計画（素案）	令和5年12月18日 ～令和6年1月17日	農林水産部 農業政策課	0件
5	薩摩川内市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）	令和5年12月19日 ～令和6年1月19日	保健福祉部 高齢・介護福祉課	1件
6	薩摩川内市東部区域観光振興ビジョン（案）	令和5年12月20日 ～令和6年1月19日	経済シテイ セールス部 観光物産課	0件
7	第3期国国民健康保険データヘルス計画（素案）	令和5年12月22日 ～令和6年1月20日	保健福祉部 保険年金課	0件
8	第2期薩摩川内市自殺対策計画（案）	令和6年1月11日 ～2月11日	保健福祉部 社会福祉課	0件
9	薩摩川内市カーボンニュートラル地域戦略（案）	令和6年2月5日 ～3月4日	市民安全部 環境課	0件

※令和5年度に意見を募集した9件の計画等は全て決定し、スタートしています。

※意見を募集している計画などや募集の結果については、市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/kocho/5/2/2/pbr5/index.html>



③ パブリックコメント手続の流れ

市の基本的な計画や指針などの案の作成

作成した計画や指針などの案・関連資料の公表

公表する資料

- ・ 計画などの案
- ・ 関連資料

(立案の趣旨・目的及び背景、計画などの案の概要、審議会などにおける検討状況の概要、その他必要な資料の公表に努めます。)

公表の方法

- ・ 市のホームページに掲載し、担当課や支所など次の場所に備え付けます。

川内地域	本庁 1 階情報公開コーナー、中央公民館、中央図書館、鹿児島純心大学、川内職業能力開発短期大学校、川内看護専門学校
東部区域	樋脇支所、入来支所、東郷支所、祁答院支所、樋脇公民館、入来公民館、東郷公民館、祁答院公民館
甑島区域	甑島振興局、里市民サービスセンター、鹿島市民サービスセンター、下甑支所、里公民館、上甑公民館、鹿島公民館

- ・ 希望される方には個別に郵送します。
- ・ 広報紙などへの掲載や、報道機関への発表などに努めます。

市民からのご意見の提出

意見の提出期間

- ・ 1 カ月程度を目安に設定し、案の公表時にお知らせします。

意見の提出方法

- ・ 市ホームページ上の意見・提言入力フォームのほか、郵便、ファックス、電子メールなど、多くの方法をとるようにし、案の公表時にお知らせします。

計画などの決定・公表

市民から寄せられたご意見を十分考慮しながら、計画などを決定します。

第2章 広報業務

1 概要

広報は、ただ情報発信するだけではなく、情報の受け手に伝わったかどうか、また、伝わった情報が活かされているか、確かめる必要があります。情報を伝えるだけで終わりではないため、庁舎内の課室等は、情報を得た関係者がどのようになってほしいのか、最終的な目的を明確にしながらか報を考える必要があります。

そこで、本市の広報のあり方や運用について、薩摩川内市広報取扱要領として定め、これらに基づき全庁的に広報活動を実施することで、より質の高い広報活動を実施しています。

(1) 市が目指す広報の在り方

- ア 伝わる広報
市民に対して「伝える」ではなく「伝わる」ことを意識して行います。
- イ 届く広報
必要とする人に情報が的確に届くよう広報媒体を選択し、市民向け、市外向け、年齢層など対象者や発信時期を意識して行います。
- ウ 広がる広報
インターネット等を活用した情報発信については「共有」「拡散」を意識して行います。

(2) 市が行っている主な広報活動

広報手段	概要と実績
広報薩摩川内	<ul style="list-style-type: none">・毎月2回発行（通常版とお知らせ版）・発行部数 36,000部（1回当たり）・自治会を經由して加入世帯に配布するとともに、各支所、甕島振興局、地区コミュニティセンター、商業施設等に配布しています。・市ホームページや広報紙アプリ「マチイロ」で閲覧可能です。・点訳・音訳業務を外部委託
原子力広報薩摩川内	<ul style="list-style-type: none">・年4回発行（概ね6月、9月、12月、3月）・発行部数 35,000部（1回当たり）・自治会を經由して加入世帯に配布するほか、各支所、甕島振興局、地区コミュニティセンターに配布しています。・市ホームページで閲覧可能です。

市ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・市の代表ホームページ「薩摩川内市」は令和5年3月にリニューアルしました。 ・その他課室等で施策・業務別にホームページを運用しています。
FMさつませんだい	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書広報課が、毎日7時55分から7時59分及び17時55分から17時59分まで、広報薩摩川内又は指定の原稿に基づき、イベント・お知らせ等を情報発信しています。 ・防災安全課、社会福祉課、保険年金課、産業戦略課、観光物産課、議事調査課からも定期的に情報発信しています。
防災行政無線	市の催し情報や注意喚起などを情報発信しています。
MBCデータ放送	MBC南日本放送との防災パートナーシップに関する協定に基づき行政情報・防災情報を発信しています。
報道機関への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関（川内記者クラブ）へ随時課室等の判断でプレスリリースを実施しています。 ・定例記者会見（市議会定例会前、年4回）及び必要に応じて臨時記者会見を実施しています。 ・令和5年度プレスリリース件数：669件
ソーシャルメディア	LINEのほか、課室等において、施策・業務別にFacebook、Twitter、Instagram、YouTubeのアカウントを設けて情報発信しています。
その他	チラシ・ポスターや冊子、また、デジタルサイネージ（本庁舎1階等）で制度や各種情報を案内しています。

2 市が運営する広報媒体の実績

(1) ホームページ

本市では、表1のホームページを運営しています。ホームページの作成にあたっては、総務省が定める「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づきウェブアクセシビリティを厳守することとし、関係団体が作成するホームページも同様の取り扱うこととしています。

※ みんなの公共サイト運用ガイドラインとは、国及び地方公共団体等の公的機関のホームページ等が、高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいものとなるように、公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・

向上に取り組む際の取組の支援を目的として総務省が作成された手順書のことです。

表1 ホームページ

No	ホームページ名称	ページビュー数
1	薩摩川内市	9,433,226
2	薩摩川内観光物産ガイド「こころ」	1,285,967
3	防災	311,685
4	かごしま国体	281,204
5	J o b ! 薩摩川内	229,287
6	子育てサポートネット	171,945
7	消防局	162,495
8	市民活動情報サイト	20,882
9	企業立地ガイド	25,904
10	次世代エネルギーウェブサイト	16,637
11	竹バイオマス産業都市協議会	2,534
12	トンボロ芸術村コンテストW e b 作品展	2,378

※ページビュー数は、令和6年3月31日現在の数値です。

※ページビューとは、ホームページ内のページが表示された回数のことです。

(2) ソーシャルメディア

本市では、表2のソーシャルメディアを運営しています。情報発信に当たっては、運用基準及びソーシャルメディアを所管する課室等が定める運用要領に基づき行うこととし、配信した情報はシェア機能で「共有」「拡散」されるよう努めています。

表2 ソーシャルメディア

ア SNS

(ア) Facebook

No	アカウント名称	リーチ数
1	薩摩川内市役所	222,071
2	薩摩川内市消防局	11,331
3	薩摩川内市ひとみらい	10,301
4	ぽっちゃんプロジェクト/地域おこし協力隊/ 薩摩川内	5,888
5	薩摩川内市スポーツコミッション	5,123
6	薩摩川内市産業戦略課	4,070
7	薩摩川内市中央公民館	2,926
8	薩摩川内市350ベジライフ宣言	0

※リーチ数は、令和6年3月31日現在の数値です。

※リーチ数は、投稿を見た人数のことで、同じユーザーが複数回見ても1回しかカウントはされません。

(イ) X

No	アカウント名称	インプレッション数
1	薩摩川内市スポーツコミッション	171,170
2	燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市 実行委員会	88,695
3	公式薩摩川内市役所	72,142

※インプレッション数は、令和6年3月31日現在の数値です。

※インプレッション数は、投稿が表示された回数の中で、同じユーザーが複数回見ると見た回数だけカウントされます。

(ウ) Instagram

No	アカウント名称	リーチ数
1	薩摩川内市消防局公式	3,284,807
2	燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市 実行委員会	232,809
3	【公式】薩摩川内市	112,314
4	薩摩川内市ひとみらい	22,671
5	薩摩川内市スポーツコミッション	8,704
6	薩摩川内 SDGs チャレンジ	7,945
7	薩摩川内市350ベジライフ宣言	2,318

※リーチ数は、令和6年3月31日現在の数値です。

イ 動画共有サイト

- ・YouTube

No.	チャンネル名	総再生回数
1	薩摩川内市チャンネル	307,987

※総再生回数は、令和6年8月21日現在の再生回数です。

ウ メッセンジャーアプリ

- ・LINE

No.	アカウント名	友だち数
1	薩摩川内市	16,885

※友だち数は、令和6年3月31日現在の数値です。

3 広報リーダーの配置

本市では、課室等单位に合計 58 人の広報リーダーを配置し、課室等内の計画的な広報計画の策定とホームページ、ソーシャルメディアの作成を調整しています。広報スキルの向上のために、年 3 回の研修会を実施しています。

回	研修内容
第 1 回	プレスリリースの作成方法
第 2 回	市の広報実績とホームページの作成方法
第 3 回	デジタル広報講座（アクセシビリティなどについて）

4 広報員の設置

本市が行う広報活動を総合的かつ効率的に推進することを目的に広報員を設置しています。6 人の広報員による広報員会を年 3 回開催し、市民に伝わる広報紙となるよう意見を聴き、見直しを行っています。

主な意見としては、表を掲載する際は白一色では見にくいという意見があり、表作成の際は交互に色を付けるなど見やすくなるよう工夫しました。

また、イベント参加者や施設利用者などの感想も掲載したらより参加への意欲を増すというご意見も受け、コメントを掲載するよう工夫したところで

参考資料

○薩摩川内市パブリックコメント手続実施要綱

平成17年3月31日

告示第135号

改正 令和5年3月8日告示第133号

(目的)

第1条 この告示は、市民の市政に対する意見の提出又は提案の機会の確保と反映及び市民に対する説明責任を果たすため、パブリックコメント手続に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「パブリックコメント手続」とは、本市の基本的な計画、構想等（以下「計画」という。）の策定において、その案の段階で計画の内容等をあらかじめ公表し、広く市民からこれらに対する意見、情報及び専門的な知識（以下「意見」という。）を求め、提出された意見に対する本市の考え方を明らかにするとともに、意見を考慮して本市としての意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この告示において「実施機関」とは、市長（公営企業管理者の職務を行う市長を含む。）、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この告示において「市民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 実施機関は、各施策の計画の策定又は重要な変更等を行う場合についてパブリックコメント手続を実施するものとする。

2 次に掲げる場合は、パブリックコメント手続の適用を除外する。

- (1) 市民からの意見を聴取する手続について、法令、条例又は規則若しくはこの告示以外の告示等に別段の定めがある場合。ただし、当該法令等に基づく手続を行うときは、できる限りこの告示の趣旨に沿ったものとなるよう努めること。
- (2) 実施機関が緊急を要すると認める場合
- (3) 実施機関が軽微な変更と認める場合
- (4) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合

3 実施機関は、前項の規定にかかわらず、パブリックコメント手続を行うことが必要と認める場合には、この告示による手続を行うことができる。

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、前条第1項に該当するものの立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画の素案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画の素案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該計画の素案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載

(2) 実施機関が指定する場所での閲覧及び配布

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、市広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

3 前条の規定による公表を行うときには、意見の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、市民が計画の素案についての意見を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として1箇月程度を目安として提出期間を定めるものとする。

2 意見の提出は、次に掲げる方法とする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への書面による提出

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 実施機関は、意見の提出を受けるときには、当該意見を提出した個人又は法人の住所又は所在地、氏名又は名称等当該提出した者を特定できる事項を明記させるものとする。

4 実施機関は、意見を提出した者に関する情報を公表する場合には、計画の素案を公表するときにその旨を明示するものとする。

(意見の考慮)

第7条 実施機関は、提出された意見を考慮して計画の意思決定を行うものとする。

(実施機関の考え方の公表)

第8条 実施機関は、前条の規定により計画についての意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとし、当該計画の素案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 実施機関は、提出された意見に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見のうち類似の意見及びこれに対する実施機関の考え方について公表するものとする。

3 第5条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、パブリックコメント手続を行っている計画について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の一覧表には、計画名、公表日、意見の提出期限及び計画の素案の入手方法並びに問い合わせ先を明記するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある計画で市民等の意見を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この告示の規定は、適用しない。

附 則 (令和5年3月8日告示第133号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

「市長への手紙」

市政やまちづくりに、あなたのご意見をお聞かせください。

■ 場所等については、特定ができるよう、なるべく具体的にご記入ください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

■ 回答を必要とする場合は、必ず「回答の有無欄 回答してほしい」にチェックの上、連絡先を明記してください。

回答の有無 回答してほしい 回答は必要ない

ご住所 _____

ご氏名 _____

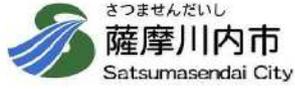
電話番号 _____

Eメール^{アドレス} _____

■ 本市の行政に関しないもの、営業活動、特定の個人や団体等に対する誹謗中傷、個人間の争いに関するもの等については、ご遠慮ください。

■ ご意見等の趣旨が判断できないもの等については、回答しかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○プレスリリース様式



<発表内容カテゴリ>

プレスリリース

発表事項		
場所		
開催日時	令和年 月 日 () 時 分 ~	
目的・内容		
添付資料		
H P 掲載		
取材案内		
問合先	担当課	
	取材対応者	
	問合窓口	

○薩摩川内市広報員設置要綱

平成22年5月31日
告示第383号

(目的)

第1条 この告示は、薩摩川内市広報員（以下「広報員」という。）を設置することにより、本市が行う広報活動を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(職務)

第2条 広報員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の問題を提供すること。
- (2) 広報紙等に関する意見や提言を行うこと。
- (3) 市長が依頼する会議に参加すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

(定数)

第3条 広報員の定数は、6人以内とする。

(任期)

第4条 広報員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(資格)

第5条 広報員の資格は、募集年度の4月1日現在満20歳以上で、市内に住所を有する者及び市外居住者で市内へ通勤し、又は通学する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 国及び地方公共団体の職員である者
- (2) 市議会議員など公選による職にある者

(委嘱)

第6条 広報員の募集は、市民からの公募等により行い、市長が委嘱する。

(委嘱の取消し)

第7条 市長は、広報員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、委嘱を取り消すものとする。

- (1) 広報員が資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 広報員から辞退の申出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が解職の必要を認めたとき。

(謝礼)

第8条 広報員に対する謝礼は、予算の範囲内で支給する。

(意見等の活用)

第9条 市長は、広報員から寄せられた意見等を広報活動の参考として有効に活用するものとする。

(庶務)

第10条 広報員に関する庶務は、秘書広報課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、広報員に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年6月1日から施行する。

（任期の特例）

2 この告示の施行後、最初に委嘱する広報員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（令和4年3月28日告示第147号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

令和 5 年度 広聴広報年報

令和 6 年 9 月

編集発行者 薩摩川内市未来政策部秘書広報課
〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町 3 番 22 号
電話 (0996) 23-5111(代表)